

# 第6回田沢湖・角館・西木合併協議会

## 会 議 録

平成15年9月26日(金)

第6回 田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成15年9月26日

開催場所 角館町 大安閣

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後3時55分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

熊 谷 佳 穹

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

鈴 木 峰 晴

以上28名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

なし

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

副幹事長	羽川 昭 紘	大 澤 隆
幹 事	浦 山 清 悦	藤 木 春 悦
	田 口 総 一	

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長	大 楽 進	
副 局 長	高 橋 徹	
次 長	羽 川 茂 幸	藤 村 好 正
事務局職員	高 橋 信 次	能 美 正 俊
	阿 部 聡	田 口 信 幸
	若 松 正 輝	猪 本 博 範

会議次第

1．開会

2．会長あいさつ

3．会議録署名委員の指名について

4．議題

報告第17号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会  
会正・副委員長の変更について

報告第18号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに  
関する小委員会委員長報告について

協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）

協議案第17号 慣行の取扱いについて

協議案第18号 各種事務事業の取扱いについて

協議案第19号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

協議案第20号 広報広聴関係事業の取扱いについて

協議案第21号 交通安全関係事業の取扱いについて

協議案第22号 窓口業務の取扱いについて

協議案第23号 高齢者福祉事業の取扱いについて

協議案第24号 条例・規則等の取扱いについて（提案）

協議案第25号 公共的団体等の取扱いについて（提案）

その他

5．閉会

開会 13:30

事務局長 皆様、本日はお急がしのところお集まりいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第6回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに、会長であります田沢湖町長よりあいさつを申し上げます。

会長 本日、第6回目の田沢湖・角館・西木合併協議会。皆さんには予定された今日の26日でありますので、日程、それぞれ予定をお繰り合わせいただきまして、全員の皆さんが出席をいただき、今日の協議会を開催させていただくに対しまして、厚くお礼申し上げます。また皆様方にはこの夏、それぞれの各町村あるいは各地域で夏祭り等も盛大に開催され、いよいよ秋の季節になりました。稲作の方はご承知のような天候状況から非常に今、心配されるわけですが、これから合併の中では農業の課題について、いろいろ新しい法律の中で、進めていかなければならない課題も、また新しく発生しているわけですが、こうしたことも、いろいろ機会を通じて協議をしながら、地域の問題を進めていかなければならないと思っております。

提案であります、市名と申しますか、名称これについても、この前の協議会の中で皆さんからいろいろご意見を頂いてきましたものを集約いたしまして、角館町長、西木村長、それぞれ協議を致しまして、提案をさせていただく事にいたしました。

またこれと同時に、新市名を提案するにあたりまして、主たる事務所、これについても関連を持ちながら、追加提案としてご提案をし、皆さんのご協議をお願いし、今日このことについては、結論はといたしましても、いろいろ論議をしていただきまして、10月の定例会等でまたいろいろ進めて参りたいと考えておるところでございますので、よろしくご審議をお願い申しあげるしだいあります。

なお、ただ今申しあげました、2つの案件につきましては、皆さんのお手元にあります、今回提案しております、あるは報告事項が終わった後に、提案をさせていただくわけですが、それぞれそうしたものを進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いを致しまして、今日の第6回の開会のあいさつに代えさせていただきます。今日は傍聴の皆さんも大勢いらっしゃいますので、私ども活発なご意見を交わしながら実のある協議会にしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたしまして、あいさつを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労様です。

事務局長 どうもありがとうございました。それでは早速会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、会議議長は、合併協議会規約第10条2項の規定により、会長が務める事になっておりますので、会長より議長の方をお願い

いいいたします。

会長 ただいま、事務局長の方からお話ありましたように、議事を進めてまいりたいと思います。最初にあいさつにも申しあげましたが、本日の委員の皆さんが全員出席をいただいております。第6回田沢湖・角館・西木合併協議会を、定数満たしておりますので、会議を開会したいと思います。

始めに会議運営規定第6条第3項の規定によりまして、会議録署名委員3名を私の方から指名することになっておりますので、指名させていただきます。田沢湖町、堀川光博委員。角館町、山本陽一委員。西木村、鈴木重藏委員。この3名を会議録署名委員に指名いたします。

それでは議題に入らせていただきます。始めに、報告第17号議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長の変更についてを議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局長 それでは私から、報告第17号議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会正・副委員長の変更についてご報告いたします。小委員会正副委員長の変更について、次のとおり報告する。委員長が角館町の山本陽一委員。副委員長が、田沢湖町の小松直委員であります。この件につきましては、9月11日付で堀川光博小委員長から辞任届が提出されまして、9月12日の第4回小委員会で承認しております。改めて、委員長、副委員長の互選をおこなった結果、委員長に山本陽一委員。副委員長に、小松直委員がなったものであります。以上報告を終わります。

会長 ただ今、報告を終わります。皆さんからご意見ご質問等ありましたらご発言をお願いいたします。

(「無し」という声あり)

会長 無しというお声もありますので、ただ今のご報告はご承認することに決定いたします。

次に、報告第18号議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告についてを議題といたします。小委員長より報告をお願いいたします。

山本委員 報告第18号 議会議員及び農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会委員長報告について、先ほど事務局より報告ありましたように、9月12日開催の小委員会において、堀川委員長に代わりまして、私、山本が委員長におおせつかりました。小委員会の中間報告をさせていただきます。

第1回小委員会から第3回までの小委員会報告については、第5回の合併協議会で報告い

たしておりますので、省略させていただきます。9月12日開催の第4回小委員会についてご報告させていただきます。第4回小委員会では3町村の農業委員会会長、田沢湖町農業委員会の藤井会長さん。角館町農業委員会、黒坂会長さん。西木村農業委員会、佐藤会長さんをお呼びし、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてご意見を伺いました。その後、その取扱いについて検討を行う予定でありましたが、9月9日付けで、合併協議会会長宛に3町村の農業委員会会長が連名で市町村合併に伴う農業委員会の体制整備に関する要請書が提出されており、3町村の農業委員会では合同会議で意見が集約されているということで、始めに3町村農業委員会会長を代表しまして、田沢湖町の会長さんより要請書の説明をいただき、その後、各農業委員会の意見を伺っております。要請書の内容は、証明書の発行など、農地法の事務処理が滞らないように農業委員会等に関する法律第34条、境界変更の場合の特例を適用し、合併後3町村の農業委員会をそのまま引き継ぎ、平成17年7月19日まで在任し、その後、1つの農業委員会に統合したい。2としましては、合併後は区域が広域化するため、定数を基準定数の30人をお願いしたい。3としましては、地域のバランス等を考慮し、旧町村単位で選挙区を設置して欲しい。となっており、3町村の農業委員会会長の意向も、この要請書にそった内容になっております。その他、議会推薦の選任委員数やそれぞれの農業委員会で考えている内容につきまして詳しく伺い、その後検討を行っております。委員からは要請書通り、合併後3町村の農業委員会を引き継ぎ、その後、1つの農業委員会として、旧町村で選挙区を設置し定数も30人で良いのではないかと意見が出ました。2つ目は選挙人が20人を超えると、農地部会を置く必要があり、半数は審議に参加できない。3つ目としましては、議会議員の法定定数26人との関連はどうか等の意見が出されておりますが、次回の小委員会で意見を集約し最終的な結論を出して、協議会へ報告したいと考えております。その後、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を行っております。第4回小委員会の段階で、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、出席した委員からは、合併後当初の新市の議員活動等の為、1つとしては合併特例法の在任特例を適用した方が良いのではないかという意見もございました。2つ目としては、在任特例を使っても選挙の時期なども考えながら短い方が良いのではというような意見もございました。3つ目の意見としましては、定数については、在任特例適用後、最初の選挙は、法定定数の26人、その後、減じていったら良いのではないかという意見もございました。4つ目の意見としては、在任特例適用後、最初の選挙から22人ないし、24人位にしたら良いのではないかと等の意見が出されております。これについても次回の小委員会で最終的な結論を出したいと考えております。次回第5回小委員会は来月の10月10日に開

催することにしておりますが、協議会や議会、農業委員会の意向、先進地事例を判断材料として、小委員会の意見を集約し、10月の協議会に議会議員及び農業委員会の定数及び任期の取扱いに関する小委員会の最終報告をしたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして、小委員会委員長報告とさせていただきます。

会長 ただ今、山本小委員長さんから、ただ今までの経過の説明がありました。協議事項ではありませんが、審議の中間報告ですので、委員の皆さんから特にご質問等ありますればご発言をお願いいたしたいと思えます。

ただいま小委員長さんから、次の会を来月の10日に開催してそれぞれ報告をしたいという報告でしたが、このことについては、そういう報告事項でいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 はい。という声もございますので、そういう報告事項で終わらせていただいて、次の会に小委員会からの報告の中で審議をお願いするという事にしたいと思えます。

それでは、ただ今までは報告事項で終了いたしました。次に、協議案件に入るわけございまして、私から協議案件5号についてご提案と、特に先ほどもあいさつで申しあげましたが、6号案件として新自治体の事務所の位置についても、両方この前の協議会でも委員の方からご質問ありましたが、いずれ自治体の関係と合わせて、これは協議する内容であるというような協議になりまして、それに合わせて私から提案の説明を申しあげ、理由については、それぞれ角館町長さん、西木村長さんからそれぞれ両案件の理由については内容の説明をさせていただきたいと思えます。それでは、6号の考え方についてもご提案する事にはご了解いただけないでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 ただ今、ご了解を頂いたところでございますので、そして追加提案にしていまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは私から、5号の新自治体の名称について、私から提案の考え方を申し上げ、理由については、西木村長さんからご説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

新自治体の名称につきましては、本協議会の前身である仙北北部合併協議会において「新自治体の地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とする。決定方法は公募によらず現在の名称を基にし、法定協議会で協議のうえ決定する。」との話し合いがなされていまして。なお本協議会では、こうした経緯を踏まえながら、第2回の合併協議会からこのことについて協議を開始し、その後継続して協議を行ってまいりました。これまでの協議により、新自治体の名称の決定方法のうち、公募を行わないことについては、

第3回の合併協議会で確認されましたが、名称については、委員から現在の町村名を使う案や、新しい名称の案など、さまざまな提案がなされたところでもあります。こうした、提案を受け止めまして、私ども会長、副会長、田沢湖町、角館町、西木村の3町村長は、合併協議会におけるこれまでの協議を踏まえたうえで、話し合いを致しました結果、3町村長一致して、新自治体の名称については、次のとおり提案することにいたしましたところでございます。これにつきましては、第5回の協議会でも、いずれ私どもご提案をするということで、一応終わっておるところでございますので、協議を重ねてきたところでございます。なお、新自治体の名称につきましては、「田沢湖」と「角館」を連ねたものとするということで、ご提案を申し上げます。理由につきましては、西木村長さんに理由のお話をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

田代委員 それでは、私から理由を申し上げます。新自治体の名称は、そこに住む人たちのものであることを大前提としながらも、「観光産業を活かした北東北の拠点都市」をめざそうとする、田沢湖町、角館町、西木村の3町村にあっては、いま合併作業を進めている他の地域とは異なり、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称とすることが極めて重要であると考えます。

この地域には、田沢湖町と西木村にまたがる日本一深い湖「田沢湖」と、歴史と文化に彩られた「角館」という、既に全国的に広く知られた地名があります。

これらの名称は、この3町村の地域に住む多くの人々が、長い時間をかけ、地道な努力を積み重ねた結果、全国的に認められるに至ったものであり、他に誇るべきこの地域の無形の共有財産ということが出来ます。

一方、現在の名称によらない新しい名称とした場合、その名称をもって全国的な知名度を獲得するためには、再び多くの時間と努力を必要とするうえ、その名称が果たして知名度を得られるか否かも不確かなものであることから、新自治体の名称には、地域住民に広く親しまれ、愛されており、全国的に知名度も高い田沢湖・角館という現在の地名を用いた方が適当であると考えます。

さらに、「田沢湖」は日本一の水深を誇る田沢湖をはじめとする周辺一帯の美しい自然やグリーンツーリズムにより、みちのくの小京都「角館」は武家屋敷をはじめとする歴史・文化資産などにより、それぞれ特色をもつ観光地として知られており、今後、全国有数の観光地としての地位を確かなものにしていくためには、これまで以上に「田沢湖」と「角館」が渾然一体となったイメージを造り上げていくことが必要と考えられることから、いずれか一方の名称とするよりも、両方の名称を前面に出していくことが最良の選択であ



ると判断しました。

以上の理由により、この地域の豊かな自然や美しさを象徴する、田沢湖町と西木村にまたがる「田沢湖」と、先人から綿綿として受け継がれてきた歴史・文化を象徴する「角館」を連ねた名称が、新自治体にはふさわしいと考えます。

田沢湖・角館・西木地域は、美しい自然環境と伝統文化の中で、人々がお互いに隣人として親戚として、働き、学び、生活している密接不可分の地域です。

湖と山岳、温泉の田沢湖地区、農林業とグリーンツーリズムの西木地区、歴史と伝統文化の角館地区、この三地区が新自治体のもとに名実共に一つになるために、「田沢湖」と「角館」を連ねた名称とすることと提案いたします。以上であります。

会長 いま、資料を配布しております。最初に資料を配布することが遅れましたが、ただいま、西木の村長さんからご説明いただきました内容の提案の理由の一つでありますので、皆さんこれもまた、大変申し訳なく、一緒に合わせて提案といたせば良かったわけですが、これもひとつご理解をいただいて、こういう内容で今回の提案をさせていただくということにいたしたいと思えます。また、後ほどいろいろとご意見を頂戴いたしてまいりたいと思えます。

それでは、先ほども若干申しあげましたが、追加提案として、協議案件第6号新自治体の事務所の位置について。これも継続審議してまいりましたが、途中から先ほどもお話ししましたとおり、関連をもって提案していくということから、ただいま提案をさせていただくところでございますが、新自治体の事務所の位置については、新自治体の名称と綿密な関連があるため、第2回の協議会で提案し、名称が決定するまで協議を行わない事としておりました。なお今回提案するわけでございますので、田沢湖町、角館町、西木村の3町村が一致して、新自治体の名称について提案することになりましたが、名称の協議の中で、新自治体の事務所の位置についても、検討を行った結果、ただいま申しあげましたとおり、追加提案することにいたしましたところでございます。内容につきましては、角館町長さんからご説明を申しあげます。

はい。

稲田委員 新市名については、これまだ提案ですよ。新市の名前が決まってから、いわゆる所在地を決定することだったのですが、これまだ決定してないですよ。なぜ早急にそういうことを、3者で行った来たあったかもしれませんが、やはり当初の基本のとおり、新市の名称がきっちり決まってから、その本庁舎の事務所を決めるべきではないですか。誰も納得しませんよね。新市の両方の名前を連ねるといことなのですが、田沢

湖角館市ですか。角館田沢湖市ですか。その辺も皆に説明しなくて、なぜそんなに所在位置の決定を急ぐのですか。私はおかしいと思います。皆さんどうですか。

会長 ただいま、冒頭に追加提案を致したいと。これについてお謀りして、皆さんからご発言の賛成をいただいたので、これを提案するわけでありますが、ただいま、先ほどあいさつの中にも申しあげましたように、提案理由にも申しあげましたように、進めていくうえで3町村の協議の内容の中でこうしたご提案をするわけでありますので、理由を申しあげた後で、いろいろとそれに対するご質問を頂戴してまいりたいと思いますのでよろしくお願い申しあげます。

はい。

稲田委員 あいさつの中で申しあげたとか、議案ですよ。仮にも。言いたくないですけど。だから、きっちり名称が決定してからでも遅くないですよ。名称を決定してから所在地を決めると、今までのを見ればそういう通知できているけれども、前回と今回は追加だけでも、名称を決定してから所在地を決めると皆に言ってあるじゃないですか。なぜ一緒にやらなければならないのですか。

会長 ただいま、ご提案をしてご了解をいただいたわけでありますけれども、この理由については、私ども、協議した内容について、角館の町長さんから説明をさせますので、その上で、ご質問等頂戴したいと思います。よろしくお願い申し上げます。

太田委員 それでは、私の方から、事務所の位置をご説明申しあげます。

当面の事務所の位置は、仙北郡西木村上荒井字古堀田47番地、現在の西木村役場でございます。とする。

現在の各町村の庁舎を使用する分庁舎方式とし、分庁舎の役割分担等については、法定協議会において決定するものとする。

住民に対する窓口業務は、各分庁舎で同一のサービスが出来るようにする。以上でございます。

会長 理由について、説明をさせていただきました。皆さんからそれぞれ…。

はい、どうぞ。

伊藤委員 今、角館町長さんから、事務所の位置についてご説明をいただいたわけですが、この文書の中に当面と言う言葉が使われていますが、これは何を意味するのか。そしてまた、建設計画の中に新庁舎を盛り込んで、合併特例債で新しい市役所を作るというような、そういうふうに、最初の頃、伺っておりましたけれども、それも含めての当面という事なのでしょうか。教えてください。

太田委員 新庁舎の建設計画につきましても、10年間の間に作るかもこれからも検討になりますけれども、含んだ形での当面という意味でございます。

武藤委員 今追加提案になった事務所の位置については、後にします。皆さんが言いましたように、私、前々から3組長さんに提案して欲しいというふうに、お願いをしておきましたが、今日提案されました。しかし、先ほど質問されましたように、正確な提案ではないわけです。2つ重ねたものを出しますよと言っても、我々どう審議してくわけですか。つまり、今日は3人そろってこの問題、この市にしますよと、提案されて、初めて前回我々が提案した、主として3つの、角館市、田沢湖市、その他の市があるわけですが、それとこの問題を次回から協議していくことになるのではないですか。次回から質問するとすれば、当然この名前が、どちらが先であるか後であるかという問題も正式なものがでてこない、審議できないのではないですか。また同じ事をこの次も繰り返していくことになるのではないですか。同じ質問になりますけれども、明確にしておかないといけないと思いますので、その点お知らせ願いたいと思います。

太田委員 今までの経緯につきましては、先ほど会長からも説明あったわけですが、田沢湖、あるいは、角館という単独の名前。それから、まったく新しい名前にしようという考え方。前回、田沢湖と角館を2つ重ねた案。大きく分けると、3つの形が出てきたのかと、我々は理解しております。また皆さんもその事については多分理解していると思います。そういった中で今回、3町村の方から集約したものを提案して欲しいとの前回の約束でございますので、私ども協議を重ねた結果、田沢湖と角館を連ねた名前。最終的には田沢湖角館、あるいは角館田沢湖、どちらかになるのだと思いますが、いずれにしましても、田沢湖と角館を連ねた名前で、私どもは提案申しあげたということでありまして、以上でございます。

稲田委員 これだと、会議ならないでしょ。きっちり名称を田沢湖角館市とつけますと、連ねるとすればどう連ねるのですか。委員の皆さんそうでしょう。角館田沢湖市とか、名称をきっちりして、審議提案してもらわないと、連ねるというだけでは、私は提案にならないと思う。新市の名称が決まってからでなければ、本庁の住所とかは決められないという、そのことだったじゃないですか。これだと、審議できないのではないですか。

沢田委員 そうすれば、いつまでにどういう形で連ねたものをはっきりしたものを、提案提示するのかということについてはいかがですか。

会長 ただいま、2人からご質問いただきました。先ほど、角館の副会長さんから、3つの考えかたが、いままでご提案をされてきた。このことを踏まえて、この二つの名前を

連ねていくことをまず提案をする。これは、いろいろ皆さんのご意見を頂戴しなければならない点もあると思います。またそういうものを3つの中の1つを協議していただき提案をしたという内容であります。それぞれ、それに対する、ただいま2人からご意見がございました。その他にそれについて、皆さんからご発言をお願いいたしたいと思います。

三杉委員 すみません。今のは、多分皆それぞれ個々に受け取り方が違うと思うのですが。私はたとえば隣の藤井さんとか、武藤さんとかそういう受け取り方でなくて、今3首長さんが提案したこと、太田町長さんがいずれその中に決まるという失言のようなことも言ってしまいましたけれども、ただ、その受け止めかたもそれぞれ違うと思うのです。多分、その中のどれかと先ほどおっしゃったのですけれども、私はその中に決めなければならないと言うふうに受け止めたわけではなくて、まだ3首長さんで提案をしたときに、角館を先にもってきて田沢湖をつけるのかとか、こういうことが決まってなくて、ただ漠然と2つを連ねるという意味で、提案をしたということだと思います。私はそういうふうにとったわけですが、他の方はどういうふうに受け取ったか分かりませんが、そこはどうかでしょうか。

太田委員 今言ったとおり、最終的には田沢湖と角館を連ねた名前になりますので、それを今回連ねるということを協議していただいて・・・

三杉委員 すみません。そうすれば最終的には、そうなりますのでという言葉が誤解を招くことになります・・・

太田委員 最終的には、誤解かもしれませんが、要するに、2つの名前を連ねるということであります。

三杉委員 ですから、そこを、私たち3人は提案いたしますということを、ただそれで終われば良かったのですが、なると思いますということになりますので、そういうふうに受け止める人と、私の様に受け止めた人と2つに分かれると思います。そこらへんが混乱したのではないかと思います。3首長さんたちが提案したのと、私たちが全員で前に名前を提案したのと、それを議論していくべきだという事ですよね。そうですね。違うんですか。じゃあやっぱり、皆受け止め方が違うのですね。提案ですよこれは。これに決まった訳ではないのですよ。前回私たちは3首長さんたちに提案をお願いしますと。あなた達はどう考えをもっているのですかと。私たちだけ提案してもという事を言ったではないですか。違いますか。ですからそれは、次の問題なのですよ。追加提案は望んではないのです。私たちは、それをこれから聞こうと思ったわけです。名称の提案だけで終われば良かったものを、3首長さんが追加として、事務所の位置を提案してしまったものですから、

なぜそこに行ってしまったのか。これが無しだと、別に名前の提案だけでOKだったと思います。だから少しおかしくなったと思います。

太田委員 先ほどの会長さんからの説明があった訳ですが、最初は新自治体の名称と密接な関係があるため、第2回協議会で協議した後、名称が決定するまで協議は行わないこととしたことは事実であります。ただ、今回3町村長が新自治体の名称を協議した結果、新市名と庁舎の位置については、どちらも大変重要な項目であるということで、この2つについては、同じレベルで検討しなければならないと言う意見に一致しまして、今回の新市名の名前を出すと同時に位置も出すべきだということで、3町村長が一致したものですから、今回この2つを一括して上程させていただいたというのが、先ほど会長さんからそういう説明があったはずですが、そういうことですので、今回新市名の名前と庁舎の名前について上程させていただいた訳でございます。以上でございます。

佐々木委員 佐々木です。新市名の提案というよりも、新市名の名称を求める一つの、なんといいですか、今まで論じてきた中で角館、田沢湖を連ねるのはどうですかという、問いかけにしか、私はこれでは受け取れないです。それに基づいて良いという形になって、初めて、例えば、田沢湖角館、あるいは角館田沢湖になるのではないかと思います、そのところの意図がどうなのかですね。重なる事、連なる事が新名称だという話になりますと、ちょっと私はこれは納得いきません。今までの論議のなかで、単独で、田沢湖、角館を論議してきました。そして、きょう新たに田沢湖と角館を連ねることをどうなのかという提案なのではないかと、このことを了解を得たうえで次の段階で、田沢湖角館にするのか、角館田沢湖にするのかというのが順序ではないかと私思いますのが、そこらへん提案なされた3町村長さんかたの考えをも一度お伺いします。

太田委員 今、佐々木委員さんがおっしゃったとおりでございまして、私どもは今回提案したのは、田沢湖と角館を連ねるという事に対しまして皆様のご理解をいただきたいと言う事でありまして、これを田沢湖角館、あるいは角館田沢湖にするのかは、両方を連ねるという事を、皆さんに確認していただいて、次の段階に今言いましたようなことを決めていただきたいということでございまして、今日は連ねるという事に対して皆さんに提案したところでございますので、ご理解願います。

会長 はい、どうぞ。

辻委員 角館の辻均でございます。新市の名称について、お伺いいたします。今の田沢湖角館という名称を提案されたことについては、ちょっと遡りますけれども、名称について、現在の地名を基にしというのを、任意協議会から決めてある。そのときから全部今ま

での、この結論ありきということで、作られた文のようにしか受けとれません。田沢湖角館、言い張ったら、田沢湖角館市すればよいと。そうすれば、今まで私たちが真剣にどうやって決めたらいいかと、新しい名前まで真剣に考えた第5回までのこの協議は何だったのですか。合わせて、まったく新しい名前も含めて、皆さん選択の余地がありますよという提案だったらいいですけども、片一方だけの提案というのは、これはまったく私は理解できません。そして、それでしたら私が逆提案をしたいと思います。2つの名前を並べるのでしたら、西木も入れてもらいたいと思います。2つが良くて3つはだめだという理屈は無いと思いますので。そして、その結果ここで提案されたものを多数決でもとめていくのか。そして提案されたものをもう一度住民にこれで良いですかというのを問かけるのか。そういうのまできちっとやらないと、現在までは任意協議会からの決定事項も提案されたところまで合わせて、これはまったく住民不在でございます。どこかのところで良いですかと、住民に田沢湖角館市で良いですかと、又は、全く新しい名前はどうかと。選択の余地を住民に対して示さないと、これは絶対に成立しないと思います。そこらへんはどう考えますか。

太田委員 私の方からこの点についてご説明申しあげますが、先ほども言いましたように、名前につきましては、任意協議会で今までの名前を基にして決めていただきたいということで、任意協議会から法定協議会に申し送りしたのは、先ほど会長さんが言ったとおりでございます。また、協議会で第1回目から皆さんからいろいろなご意見を聞いております。単独の名前。田沢湖市あるいは角館市という単独の名前が最初に出てきております。それから新しい名前も出てきております。また、皆さんからアンケートを採ろうということで、アンケートを採ったわけでありまして。その時のアンケートの中に新しい名前を入れては良いのではという意見も出ましたので、その意見も入れましてアンケートを採っています。そういった形で、角館、田沢湖、新しい市が出てきたわけでございます。そういう経過を踏まえて、前回は協議をしております。そのとき、新しい名前にするべきだ。それから単独の名前にするべきだ。という案もでましたし、それから前回は二つを連ねてみたらという案もでました。その中から集約して、私どもに提案して下さいという案でございますので、私どもは各町村のいろいろな考え方、それから先ほど言いました新しい名前の事ももちろん、そういう意見もありましたので、考えましたけれども、最終的に私どもは提案の理由として、西木の村長さんからご説明ありましたような理由でもって、角館と田沢湖を連ねた名前を提案しようということで、今回提案したのでございます。したがって、連ねるという事に対して皆さんに確認してもらって、連ねるのが嫌だということで

あれば、それは結構でございますが、連ねるということで、私どもは提案しているの  
でございます。

それから、庁舎につきましても、先ほども言いましたが、名前と同じような重要度がある  
ということで、今回庁舎の位置についても提案させていただいたわけでございますので、  
そこらへんも、それぞれの地域の、私どもは3町村のそういう意味ではバランスを取った  
つもりでございます。そこらへんを理解していただければ幸いです。

稲田委員 副会長さん。まず最後が変でした。それで、私達に提案してもらえるのは、  
連ねるではなくて、こうこうこういう名称を提案しますということであれば、審議の対  
象にならないし、また、うちの方の特別委員会に持っていても、じゃあそれはどうい  
うことだと、連ねるといふのは、田沢湖角館市なのか、角館田沢湖市なのか、その辺のあた  
りをきっちりしなければ、提案にならないと思います。これを、町村の特別委員会にも  
持っていても、代表して行って何をやっているところだ。ばやとしたものを持って来てと  
言われます。その辺のあたりきっちり、提案なら提案で結構ですので、名称をきちっと決  
めて、名称を提案しなければ今日のこの会議は話しにならないと思います。

会長 私からただいまのご質問に合わせて、説明といたしますが、私どもいろいろ協議を  
してきた、この田沢湖と角館という名前をこうして連ねていくことは、先ほど西木村長  
さんがおっしゃったように、これからと、いままでの長い歴史の中で、こうしたものを、  
それぞれの町村が、各々ここまで来た経緯と、今後これから、日本全国、市になるでしょう。  
そういう中で、今もっている3町の特性をこの名前で提案して、この2つが今回ご承認を  
いただいて、そして角館の副会長さんが申しあげたような事を、皆様のご意見も聞きな  
がらこの2つにご承認をいただいて進めて行きたいと、そういう内容でありまして、ただ  
単に2つの名前を出して、いま理由を申しあげました理由に基づいてと言うことも、ひと  
つ皆さんの所に差し上げておりますし、説明を申し上げましたので、このことも充分審議  
の中に入れていただいて、先ほど角館の副会長さんがおっしゃったように、3つの要点に  
絞られるその中のもっとも協議をしてこのことを提案させていただいた訳であります。そ  
ういうことで、ひとつご質問が何人かございましたが、その他の皆さんからご質問をい  
ただいて参りたいと思いますので、重ねてお願いを申し上げます。

はい、どうぞ。

佐藤(宗)委員 私も、実際はなぜ、名前を連ねたというのかということに対して、疑  
問を持っている一人でございます。これは前と同じく、再び角館が上か、田沢湖が上か  
ということで、また論争が始まるのではなからうというふうにも思っております。やっぱり

首長さん方は抽象的なこともあるでしょうけれども、そこにやっぱりここまで来たからには、名前を打ち出して是非を問うのが筋であろうと思います。実を申しますと私西木村なのですが、そういうような、田沢湖角館市がたとえばありますよと。私の方の議会は全員反対でございました。ほぼ全員です。しかしながら、私はここまで来たからには、枠組みを維持していくのか、中断するのか、継続しながら良い方向に持っていくのかと考えましたときに、そういうような、うわさによれば田沢湖角館市とはっきり決まったような話も聞いておりますけれども、私は、我々でも結構ですけれども、私の方では角館の角、田んぼの田、西木と付けまして、かたくり市というような名前も出て論争も始まりました。ですが、それはここで、そのようなことは出していけない。要するに私は物事に対して、ここまで来たからには、中断せずに継続してよい方向に持っていくのが筋であるというふうに考えています。私自分で考えていますけれども、自治体の中の西馬音内盆踊りが無くなっていますか。ますます盛んですよ。そしてまた、鹿角と花輪町、これにつきましても鹿角市の花輪になりまして、花輪ばやしが意気盛んとなっています。私そう思っています。駄弁でございませぬけれども、どういいますか、たとえば、藤原さんから佐々木さんに嫁になってきたとしましても、最初は戸惑うでしょうけれども、半年もすれば、佐々木さん、はい、と佐々木家の為がんばりますよ。ここまで名前でも、町村長方もはっきり打ち出せないで、私はまた同じく基に戻って、結局的には、角館が上か、田沢湖が上かで同じ論争で何も進展しないというように考えます。私、佐藤宗善と申しますけれども、名前も大事ですけれども、やはり、この枠内。私こういうことも思います。ここはもしかすれば、県内で一番、場所的にも、名前的にも全国的に地名を発しているとお互いにそういう考え方があると思います。条件的に良いとなると、こういうことになるのです。私はそういう意味におきまして、その一番良い場所、位置にいる、全国的に名だたる田沢湖、角館ということによりまして、そういう奢れと錯覚がこのような結果になっているのではないかと考えております。その辺のところをご理解願いたいと思いますし、町村長もここにきて抽象的な名前を出すのではなくて、はっきりと、私は西木村に反対されても、たとえば、田沢湖の方と、角館さんがよければ、田沢湖角館市でも良いのですよ。これは、私は、反発はくらっています。しかしながら、ここにきて、抽象的な名前を出すのは変ではなからうかと思えます。以上でございます。

会長 ただいまのご質問に、私からお答えいたしますと、田沢湖と角館ということよりも、むしろ、私はこの二つの名前を連ねていくことが皆さんの考え方を頂戴しながら、どっちが先になるかということは、これから特にそれによって、別にもっていくということ



ではなくて、これでお互いに、連ねるということを皆さんにご承認いただきながら、そして話し合いをしていきながらということが、もっとも大切であるという認識でありまして、特にそういう印象をあたえるとすれば、非常に私は残念だと。ここまで私ども、皆さんに、いろいろとこの5回まで来て、そしてそういうことを私の方から協議して提案を致しますという内容も含め、今回協議を重ねながらこうしたことで、提案をさせていただいたわけでありまして、これをなんとか皆さんにご理解をいただきながら、進めていければと思うているわけでありまして、よろしくお願い申し上げます。

武藤委員 良く分かりました。ただいま、3首長の方からこうした提案がありましたので、この問題は、私も地元の議会の特別委員会開いておりますので、この問題を持ち帰りまして、重ね文字が良いのかどうか、その問題も討議してきますので、今日は提案されたと、案を出されたというところだけで、これ以上進みようが無いようでございますので、この問題は角館さんも、田沢湖さんも言いにくいので、全部西木村が話しているではないですか。3町村の対等合併なのですから西木も出なければだめなのです。3つ並べてください。こう言いたいのですが、そこまで言ってしまえば争いになりますので言いませんけれども、まず一応ひとまずこの問題は持ち帰らせていただきたいと思います。皆さんにお謀り願いたいと思います。

会長 ただいまのご質問が、そういう方向で受け止めるにことに致しましても、他の委員もまだおられますので、他の委員の皆さんからご発言を頂戴いたしたいと思います。

どなたか、ご発言ないでしょうか。どうぞ。

三杉委員 先ほど、佐藤委員がおっしゃったことに対する反論なのですが、これは私個人的なのですが、名前こだわるとか、こだわらないとか言っておりましたけれども、この合併がなぜ合併しなければならなかったのか分かっていらっしゃいますよね。赤字財政だからです。どうしても、1町村でやっていけないからです。それでもって、観光で行くというときに、じゃあ何で売って行くといいますが、先ほど西木の村長さんが言いましたように、ここで全国的イメージ。これは一番重要視することだと思います。これから、赤字のときに、借金を皆で返していかなければならないときに、合併したから、次の日から景気が良くなるわけではないのです。20年30年40年とかけて、その間にまだどんどん借金が増えていきます。その間に建物も立てなければなりません。また借金になります。そういうときに、少しでも潤いを保っていかなければならないというときに、何で売っていくかとなれば、この3町村はやっぱり観光なのです。皆さんそういうところ考えているかどうか分かりませんが、私はそう思いながら委員に参加したわけです。今良ければ良い

という訳ではないのです。対等合併対等合併と言いますけれども、銀行が対等合併していますか。当初そう言ってしまうけれども、実際中身は違います。やっぱり、イメージのところに乗かって、そして自分も潤っていく。そういう気持ちでやっていかないと、赤字はいつまでたっても赤字そのままだと思います。すみません。やっぱりその事を考えていただきたいと思います。

会長 それは、それぞれ皆さんの思いは、経済的というよりも、今、国のこういう方向にあるものを理解しながら、合併に踏み込んでいくわけであります。互いにそういった、経済的なものを取り上げますと、いろいろなご意見がでてくるわけであります。その点は別の角度から我々の3つの地域がどういう形で今何をやっていくかという中で合併をという事をご理解いただきたい。互いに経済的な問題を取り上げるというのならば、いろいろなご意見が出てくるわけでありますので、その点は最初から私が申しあげましたようにそれはお互いに責めないで、やっていこうということだけをご理解いただきたい。どうか、お互いのそうした、経済的な町村間の話をするとなれば、問題が出てくるわけですので、その点は私から一言だけご理解をいただいて、大変良いお話をいただいたわけでありますけれども、この点もご理解をいただければと思います。

ご質問ないでしょうか。はい。

佐久間委員 今、全国的に、こういう名前が論議されていると思います。そのなかで、田沢湖と角館が一緒になった名前が登場するということは、全国的にかなりイメージが強いものだと思います。全国的に、多分1千近くの町村の名前が変わると思いますけれども、田沢湖と角館を重ねた名前というのは、私は賛成であります。

細川委員 田沢湖の細川です。前回から新しい市は、新しい名前とずっと考えておりました。先ほど、その前に申しあげましたが、今住んでいる町の名前を第一に考えておりました。そして、新しい市は新しい名前と考えておりました。先ほど、冒頭に会長さんが提案いただきまして、その提案理由を本当に考えました。やっぱり、この合併は決裂されてはならないと思います。破談にしてはならないと思います。そういうところ、そして観光産業を活かしていくという、新市の構想を前回、皆さんで勉強したわけですが、その特性を活かすために、現在の名前を何とか活かさなければという気持ちも納得しました。私自身としましては、安易に2つの名前を重ね合わせる名前はどうかと、最初は非常に嫌悪感さえも感じておりましたが、本当に今の段階になりまして、やっぱりこの合併を続けていく、そして両方の町がそれぞれ活かされる。そして、西木の皆さんが充分納得しているかどうか、詳しく個々にあたってみないと分からないですけど、委員の皆さんの話、

村長さんの話を考えれば今回は非常に苦しい意味で一つ、どう話したらいいかわかりませんが、今、佐久間委員さんのお話伺ったのですけれども、その気持ちに変わりありません。しかし、冒頭に角館町長さんが提案されまして、確認していただくというお話だったので。そのところに非常にひっかかった訳なのですけれども、そういう言葉とかはあまり考えない事にしまして、今回の3首長さんから提案された、連ねる名前については、それぞれの町で、村で考えるには十分に良い提案だなと思っています。申しあげますけれども、やっぱり本当は、新しい名前がいいのではないかなという思う気持ちはあっての上で賛成という意味です。以上です。

会長 はい、どうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。先ほどからお伺いしておりましたけれども、御三方の提案については、お受けいたします。ただ、その言葉の中の一つにですね、不安な点がありまして、ここで述べておきたいと思います。ずっと聞いておりますと、会長さんは田沢湖角館と言いますけれども、角館町の町長さんは角館田沢湖でもとか、角館を上にする言葉が非常に多いです。それで、その点からですね、もしかしたら、このまま引っ張り合いが続くのではないのかという不安がこみ上げてきますけれども、まず、西木村の村長さんがそういう考えであるということは承知しましたし、このことについて、第1回目の始まった頃から、この意見については私お伺いしておりました。はっきり言って、名前は田沢湖角館にして、本庁は西木村に持って来るんだという簡単な言葉を最初から耳にしています。それはどなたとははっきり申しあげませんけれども、ただここに述べていただいた文章が、それが文章になっただけだなという感じで伺いましたけれども、それはまずさておいてとして、その会長さんが田沢湖角館、角館の町長さんが角館田沢湖と出てくるのが非常に不安でした。でも今日の提案は、5回目にしてははっきり、会長さん方、御三方の意見が聞けたということは幸いです。

会長 どうぞ。

小松委員 田沢湖の小松であります。先回は私は田沢湖ということで主張しました。今日、2つの名前が挙がっております。最初は連ねるという言葉に疑問を感じました。その表現を両町名前を活かすということになれば、もっと良かったのではないかなと思います。西木の村長さんが、書いたもので説明されましたので、まったくこのことについては意義も何もありませんし、このようなことで、私は良しと考えております。

会長 はい、どうぞ。

門脇委員 そうすれば、これからの新市の名前を決定するにあたりまして、名前の候補

として今日提出されました、連なる田沢湖角館市、それと、前回までに出ております、角館、田沢湖、北の都、北都、東秋田、北浦等この中から、三町村の合併協議会の新市の名前は決定するのですか。それとも、この中から選ぼうとして、これからの合併協議会が進もうとしているのかそこらへんの筋道を聞かせていただきたいと思います。

会長 ただ今まで、説明してまいりましたが、今ご質問者の中にもありましたが、今までは、新しい提案をされたのを活かすというのも一つの方法ということで、いろいろ提案をいただきました。ただいま提案したのは、田沢湖角館、あるいは角館田沢湖という、そういう名前を連ねた市名を名称として行きたいという内容でありますので、この点ひとつただ今の理由の中にも、理由はこうこうであると、こうした地域のそうしたものを勘案して行きたいと。いろいろなご意見いただきました。私はやはり、合併をしていこうというのが前提でありますので、これはお互いに角館、あるいは田沢湖これが前後になろうといたしましても、これから充分わたしども協議をしながら、その事を進めていきたいという意味でありますので、今日はこの2つの名前を使った市名にして行きたいと、こういうことで、ご提案をしたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

他にご質問。はいどうぞ。

堀川委員 田沢湖の堀川です。先ほど、西木の村長さんが、いわば自分の方の名前を出さないで、田沢湖、角館と市にしたいと、そういう説明がありましたが、西木の村長さんも自分の方の名前を潰してまでも、そういう決断をされたという、私はその気持ちに対して大変感謝します。ただ、角館町も武家屋敷有り。桜があり。田沢湖は湖。田沢湖、角館をどちらを上にするか、角館田沢湖、田沢湖角館、この決め方が私は一番重要な点になるのではないかと、私は田沢湖ですから、できれば田沢湖を上にしたいのですが、角館町も武家屋敷、桜が全国的に有名になっています。ですので、上にするか下にするのかの名前を私は重要な点になると思いますので、こういう機会ですから、皆さんからご意見を頂戴してはいかがでしょうか。

会長 ただいま、ご質問がありましたけれども、今日は2つの名前をこういう理由の中で使わせていただき、そうしたご提案でありますので、いずれ皆さんからこのあと私ども、このことをご承認いただきまして、そして、この2つを私ども充分協議しながら、そしてこの目的を果たしていく、これが今、私は一番大事だと思っておりますので、これは互いに話し合いながら、皆さんにこの次の段階ではそういうことも話し合いをし、そして、進めて行きたいということ、話を申しあげているところでありますので、今いろんな方が

らご意見ありました。他の今までの発言のない皆さんもご発言を願って、そして、ある一定の所でこの問題は打ち切りをさせていただいて、次の会までそれぞれ皆様方、もう一度ご意見をお持ちになっていただき、あるいは先ほど、西木の特別委員長さんからもお話ありましたように、それぞれがご提案をいただくわけではありますが、ここは協議会で決定するという一つの形になっておりますので、それぞれの皆さん方が、それぞれの所でいろいろご相談をして、そしてまた、ここで議論をしていくわけですが、どうかこの2つの名前を持っていくということに対するお話ありましたら、お聞きしてそして、ある程度の所で今日は打ち切りにして、継続にして次にいろいろまた、私の方から皆さんから聞いて進めて行きたいと思いますがいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

佐々木委員 皆さん方からいろいろご意見が出て、了承されたという方もおるわけですが、私ども議会の中での論議がここまで進んでおりませんので、持ち帰らせていただいて、特別委員会の中で論議をしまして、今のご提案について慎重に検討した上で次回に臨みたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

会長 ただいまの、提案の関係については、ここで皆さんの議論はこれで終わってはいかがでしょうか。いいですか。はい。

2つの名前をそして進めていくことには、一応皆さんのご承認をいただいた中で、この後は皆さん方で、次の機会にご意見を伺うということにいたしたいと思います。

次に、同時に追加提案させていただきました6号についても、今回提案をさせていただきましたので、これについてご質問をいただければありがたいと思います。

ただいま、休憩という時間もありますので、3時まで休憩をさせていただきます。

(休憩) 14:48

(再開) 15:02

会長 ただ今から、会議を再開いたしたいと思います。先ほど協議案件の6号で追加させていただきました、案件につきまして、皆さんからご質問をいただけてまいりたいと思います。

熊谷委員 本当に、3組長さんには5号案件は苦汁の選択だと、苦汁の結果だと理解しております。大変ご苦労さまでした。6号案件が今の話題であります。合併の指針1つだけ、角館議会の熊谷ですが申し上げておきたいと思います。当初から角館議会は30%ずつのゆずりあいという信念を持って、合併協議会の案件に入っております。6号案件の当分の間という文言については多少違和感がありますが、6号の所在地は今書かれております

所在地で結構ではないかなと思いますので、さんよを込めた質問となります。

稲田委員 当初の計画とおり、やはり名前も持ち帰るし、決定したわけではありませんので、その後に所在地の決定を行っても私はそれでいいのではないかと思います。いろいろ3組長さん方でなにかがあって、この条件が急に浮上したのか。その辺のあたり明確にしていただければ、皆、もやもやは無くなると思いますが。

会長 角館の副会長さんから先ほど提案した内容について、説明させます。

太田委員 先ほども申しあげましたけれども、新自治体の名称を3町村長で提案して欲しいとのことでしたが、検討して、今日提案させていただいたわけですが、新市名と庁舎の位置はどちらも非常に重要な事項であると、我々3町村長認識したところがあります。いわゆるセットという形で私ども提案するべきということで、今回提案したわけですので、新市名、庁舎、共々同じくらい各町村にとっては重要なことだと私ども認識したところですので、どうかよろしくご理解お願いいたします。

会長 この案件につきましても、皆様のお手元に申しあげておりますように、継続協議でありまして、今日ここでこの案件を決定という事ではありませんので、追加提案を申しあげましたので、それぞれみなさんから、これに対するご意見を頂戴しながら次の会に進めてまいりたいということですので、よろしくをお願い申し上げます。

ただいま、角館の町長さんから説明していただいたものも含めて次の協議会に進めて行きたいと思いますがいかがでしょうか。

(「意義なし」という声あり)

会長 意義なしということですので、そういうことでよろしくお願い申し上げます。

それでは皆様のお手元にあります、案件に入ってまいりたいと思います。案件の慣行の取扱いについて、この前の協議会でご提案をしておりますが、これについて、特に説明はありますか。ないですか。この前事務局で説明してございますので、これについて皆さんからご意見頂戴いたしたいと思います。

熊谷委員 お願いというより、むしろ協議案件のあり方についておたずねしておきたいと思います。むしろ合併事務局の係りが強いと思いますが。特に調整の具体的内容というところがあります。新市を発足するにあたって、新市のビジョンがあるはずですが、私ども角館の議会の方では、ここに新市の方向付け、性格付けを示したらどうかと。新市に引き継ぐとか、何々市に順ずるといふ調整方法ではなくて、選択をしてこれからは生きていかなければならないまちづくりになるので、調整の具体的方法についてはもう少しビジョ

ンをはっきりさせた内容の調整の方法があってもいいのではないかと。そうでないと協議にならないというお話がありましたので、付け加えておきます。よろしくどうぞお願いいたします。

会長 ただいまのご提案について、事務局長からこれについて、補足説明をお願いいたします。部会とか幹事会等の関連の中で、もう少し説明を加えて。

事務局長 現在、各専門部会で事務事業のすり合わせをしているわけですが、熊谷委員のご指摘のとおり、ある程度具体的に方向性を定めるようにしてはおりますが、どうしても、新しい市において決めていかなければならない事項は、また、合併まで調整するという事項も出てまいります。なるべく、なるべくと言っていいか、合併まで調整するという事項につきましては、当然この後ご承認いただいた後各専門部会に持ち帰りまして、合併まで再編する内容について当然検討してまいるわけでありますが、この後そういう事項が決まりましたら随時合併協議会にご報告してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

会長 ご質問の意図は分かりましたが、もう少し進める順序の中で、今のご質問に答えていく、もう少し何かありませんか。

はい、どうぞ。

熊谷委員 調整の内容についての、調整される方々は各町村役場の職員であります。そこに、しっかりとした、将来あるべき市に向かってということで、こういうことがという、いわゆる首長さん達の考え方が入るべきだというふうに、いわゆる役場職員に対する評価の問題ではないのですが、どうしても取扱いやすいような状況の中で、こうしたような調整方法がされるのではないかという事がありますので、そこに一味欲しいなど。決して職員さんをどうのこうのとは言っておりませんが、もう一つ角館田沢湖、田沢湖角館という名前が決まるような、先ほどのお話でしたので、その名前にふさわしいような調整をしていただきたいと。その為には今のある組織に対してもう一工夫があっても良いのではないかとこのことを申しあげておりますのでお願いします。

会長 ただいまご質問をいただきましたが、最も重要なことと受け止めておりまして、今、幹事会は各町村から2人、企画課長と総務課長でありますので、この点も私も協議しておりますので、これに助役も入っていただく。あるいはもう少し担当外の課長にも入っていただいて、もう少し幹事会で論じる機会を作りたいと話はそれぞれしているところでございますので、いずれこのことを充分受け止めまして、出来るだけ先送りをしないようにして行きたいと思っておりますし、報告を受けながら触れていきたいと思っておりますので、ご

指摘のことについては、充分この後取り組んで行きたいと思いますので、よろしくお願ひ申しあげます。

みなさん、それぞれ持ち帰ってお考えになったと思いますが、ただいま提案しております、17号については無いでしょうか。

(「質問意見なし」というこえあり)

会長 質問意見なしということでございますが、そのように承認する事に決定していかげでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 はいということですので、決定をさせていただきます。

次に協議案件第18号各種事務事業の取扱いについてを議題にいたします。いずれ皆様方、ご質問あるいはご意見を頂戴いたしたいと思います。

前に説明はしてあっても、もう少し内容があっても良いのかなと感じもしますが、表題だけでありますので、質問するに頭の中にはあるかと思いますが、もう一度簡単な内容を付け加える事も大事かなと。事務局も大変だと思いますが、18号について特に何かないでしょうか。

ご発言もないようですので、18号についても、原案のとおり承認をいただくということにしたいと思います。ご異議ないでしょうか。

(「なし」というこえあり)

会長 ご異議ないということですので、原案のとおり確認することに決定させていただきます。

次に、協議案件第19号国際交流・広域交流事業の取扱いについてを議題といたします。この点も表紙だけでありますので、内容はこの前に説明されてある程度、内容は把握されていると思いますが、これについてご意見はないでしょうか。

はい、どうぞ。

熊谷委員 結局、ここにありますが、姉妹都市、国際交流、国内交流ありますが、観光を機軸としたまちづくりというテーマになりましたので、この市町村合併の中で、わが町と、わが市と類似する町が誕生すると思いますので、先進地として私どもが常に交流できるような配慮もしていただければありがたいと思います。調整の方法については新市に引き継ぐというだけで終わっておりますので、もう1つ我が町が勉強するという素材も全国にあると思いますので、そういうところまで気配りしていただければありがたいと思います。

会長 大変重要なご提案をいただきました。事務局、補足でお答えするのはありません



か。今の質問に対して。

事務局長 この提案の内容は今まで国際交流、姉妹都市等について、新市に引き継ぐとなっておりますが、熊谷委員さんおっしゃられるように、新市になって関係のあるような全国の合併が進んでいくわけですが、そのような市と交流を結ぶようなことも、新しい市になって考える事も、合併前に考える事もありますが、新市になって考える事も非常に重要だと思っております。

会長 ただいまのご質問、ご意見等も充分、ただいまの事務局長のお答えのように含めて事前のそうした協議も充分させて行きたいと思っておりますので、これについても協議案件について、ご承認をいただくことでいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

大変、なにか一者選択にいくようでありまして、恐縮しておりますが、決定をさせていただきます。

次に、協議案第20号広報広聴関係事業の取扱いについてを議題といたします。これについても、ご質問を頂戴いたしたいと思っております。

重要なことでもありますので、ご質問何かないでしょうか。なにかご要望ないでしょうか。ないようでありますので、協議案件20号も原案のとおり確認する事にいたしたいと思っておりますがいかがですか。

(「意義なし」という声あり)

会長 意義なしということでもありますので、ただいま申しあげましたように確認してまいります。

次に協議案件21号交通安全関係事業の取扱いについてを議題といたします。ご意見ご質問等を頂戴いたしたいと思っております。

特にないでしょうか。あまり一者選択でありますので、何か・・・交通安全関係者の皆さん何かないでしょうか。

ないようでありますので、これについても、ご承認するという事で決定いたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「意義なし」という声あり)

会長 意義なしということでもありますので、確認する事にしたいと思います。

次に協議案件第22号窓口業務の取扱いについてを議題といたします。これも同様、ご意見ご質問、内容等皆さん検討されていると思っておりますので。

はい、どうぞ。

佐藤（宗）委員 今回の窓口業務につきまして、このことの質問に合っているか分かりませんが、いずれにしても3町の分庁舎になることに決まっておりますけれども、各町ごとに、その町の方々があるのではなくて、窓口にあたる方々は、出来ましたら角館には田沢湖の方、西木の方、それからもちろん角館の方。また田沢湖にも角館の方、西木の方、もちろん田沢湖の方。というふうに各分庁舎の窓口には3町村の職員の方々が周りまわっても、慣れてくればいいのですが、最初のうちは自分の方が居るのだと配慮しながら職員の移動を行いながら窓口の業務をあったっていただければ、この意見と合うか分かりませんが、そういうふうにして行っていただければありがたいと思っておりますので、ご配慮できましたらお願いしたいと思います。

会長 その作業はこれからになるわけですが、いずれ16年度行うと思いますが、今おっしゃるようなことは重要だと思いますので、これについてはこれから合併事務局あるいは、それぞれの首長とみなさんとの人事との関係でありますので、それぞれ事務の効率化を図っていくということから、今のご発言があったものについては、当然そういう方向でしていかなければならないというふうに、認識を新たに致したところでありますので、事務局を通じて将来のそういうものを充分配慮いたしていきたいと思います。特に事務局では記載しておいてください。

それではただいまのご質問でございますが、他にございませんか。

（「なし」という声あり）

会長 ないようでありますので、22号の窓口業務についても、確認をすることにいたしたいと、決定をしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。

それでは次に、協議案第23号高齢者福祉事業の取扱いについてを議題といたします。これについても、この前事務局長からご説明をしておりましたが、またこのことについては、関心をもたれたと思っておりますので、ご質問等頂戴いたしたいと思っております。

堀川委員 田沢湖の堀川です。この高齢者福祉事業と、最後の公共的団体等の取扱いという、項目の中で、老人クラブ連合会。これは各3町村とも独自の連合会活動。健康づくり活動をやっています。高齢者を健康にして楽しく長生きをしてもらうという事で、事業を3町村とも独自の事業をやっております。特に田沢湖町は平成5年から健康づくりを主体にした高齢者の生きがいのある楽しい健康づくりということで11年間やってきました。これからもこの事業を現在の3町村の老人クラブ連合会活動の中で、事業を継続して行きたいと考えておりますので、合併されてもこの老人クラブ事業については現在の3町村の事業として、認めていただきたいと考えておりますがいかがでしょうか。

会長 ただいまの発言については、基本的な考え方を若干申しあげたあと、事務局の方から説明させます。いずれ高齢者対策については、それぞれの町村でそれぞれおこなっておりますけれども、共通したこれからの対策も当然取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、それぞれ分科会、あるものを充分活かしながら、充分今の趣旨もありますので、財政といろいろなものも勘案して出来るだけ、そうした共通の中でやっていけるように、基本的に私の考え方でありますので、このことについて、事務局なにかありましたら。

事務局長 今の高齢者の老人クラブ関係であります。各町村に老人クラブがありますが、調整方針に書かれてありますように、現行のとおり新市に引き継ぐという内容でありますので、新市になっても変わりはありません。後の案件で出てまいります。公共的団体等の取扱いについてというところで老人クラブが出てきますが、これは出来るだけ現在の三町村の、たいがい老人クラブはそのままだと思いますが、老人クラブ連合会等、公共的団体等を一本化してもらいたいという内容であります。これはまだ提案しておりませんが、先に質問されましたので、お答えしておきます。

会長 それでは他にありませんか。

(「なし」という声あり)

会長 なしという声がございますので、23号の高齢者福祉事業につきましても、ただいまの説明のとおり、そういう形で進めていくことを確認して、終わりたいと思います。

それでは皆様に検討していただく議題はこれで終わったわけではありますが、今回の協議案件をこれで終了し、24号、25号を新しく提案をいたしたいと思っております。協議案件24号条例・規則等の取扱いについて、事務局より提案説明をお願いいたします。これについても、来月の定例の協議会で確認をしてまいりたいと思っておりますので、事務局より提案をさせますのでよろしくおねがいたします。

事務局長 それでは私より、協議案第24号条例・規則等の取扱いについて、ご提案の説明をいたします。

条例・規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。22ページの内容をご覧くださいと思います。調整の内容としては、条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。ということでございます。1番としまして、合併と同時に市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行される必要があるもの。2としまして合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。3としまして、合併後、逐次制定し、施行されるもの。この3つの区分に分かれて整備するということでございます。整備方針としま

しては、新市発足時には、田沢湖町、角館町、西木村の条例・規則等はすべてその効力を失うこととなります。そのため、新市において新たに条例・規則等を制定し、施行される。なお、条例・規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、以下の区分により、整備するものとする。区分としましては、1番で先ほど説明したとおり、市長職務執行者の専決処分又は職権により、即時制定し、施行させる必要があるもの。2番としまして、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの。3番としまして、合併後、逐次制定し、施行させることとするものとなって、この内容としましては、市長職務執行者の専決処分又は職権による制定になじまないもの（議案提出権がない条例、各行政委員会の規則等）でございます。それから、新市発足時には必要がないが、合併後、逐次制定し、施行させるものとなっております。現況としましては、田沢湖、角館町、西木村のそれぞれの本数がここに書かれております。23ページにつきましては、条例・規則の取扱いに関する法令で、地方自治法で規則で、普通公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。それから、長の専決処分する内容がここに書かれております。地方自治法施行令につきましては、暫定的に施行される条例の根拠をうたっております。24ページにつきましては、参考資料としまして、条例・規則の取扱いに関する先進事例でございます。1番の市長職務執行者が、専決処分し即時施行させるものとして、5つがあります。合併時に、法的にならなければならないものとか、職員の給与、勤務時間等に関するもの。その他、空白期間の許されないもの。公の施設等の設置・管理に関するもの。合併協議会において協議済みのもの。2番の新市発足後も、旧町村条例を引続き施行する条例。これは、1町村の条例でありまして、新市において全域に適用させるか政策的に判断を要するもの。2番としまして、新たに適用させるものではないが、既に適用されていたものを整理する期間施行するもの。こういうものとなっております。合併後、逐次制定し、施行されるものとして、先ほど説明したとおり、市長職務執行者に提案権のないもの。それから、各行政委員会の規則等。それから3番としまして、市長の政策的判断により、逐次制定し施行するものとなっております。例としまして、山梨県の南アルプス市においては、即時施行条例が232本、暫定施行条例が4本、逐次施行条例が3本となっております。群馬県の神流町においては、即時施行が153本、暫定施行が3本、逐次施行が2本となっております。これで暫定施行の条例は、25ページのように、1町村でやられたもの、芦安村過疎対策条例など、1町村で施行されていたものが暫定的に施行されるという事で、南アルプス市と神流町の暫定施行された条例規則等をここに書いております。以上ご説明を終わります。

す。

会長 ただいま、説明を申しあげましたが、これは少し難しいと思いますので、いずれこの次に、これについてお謀りをいたしますので、次の定例会まで皆さんいろいろとご検討をお願いいたしたいと思います。そういうことでいかがでしょうか。ではそういうことで進めさせていただきます。

次に、25号であります、公共団体の取扱いについてであります。これについて、事務局から説明をさせます。

事務局長 協議案第25号公共的団体等の取扱いについて提案のご説明をいたします。公共的団体等の取扱いについて次のとおり提案する。28ページの調整の内容につきましては、公共団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合について調整に務めるものとする。1番としまして、各町村共通の団体について。1、3町村共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に務める。2、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に務める。2番としまして、各町村独自の団体については、当面現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整するという調整の内容であります。現況としまして、田沢湖町、角館町、西木村のそれぞれの、総務企画関係、保健福祉関係、産業観光関係、教育文化関係とわけまして、それぞれの公共的団体を示しております。下の参考資料としまして、公共的団体の定義でございますが、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、赤十字社等の構成社会事業団、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的活動を営むすべての団体を指し、法人であるか否かは問わないとされている。2番としまして、公共的団体等と市町村との関係につきましては、地方自治法で、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。と規定しております。市町村長、公共団体等に対する総合調整権を付与しているということであります。3番としまして、市町村合併に際しての公共的団体等の取扱いとしましては、合併する市町村単位で、各種の公共的団体等が存続することは、一体性の確保の面からも好ましくないという観点から、合併特例法におきまして、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るようにつとめなければならない。合併特例法で規定されております。調整内容に書かれておりましたように、できるだけ合併時に統合調整につとめるということであります。以上のような調整の内容であります。以上よろしく願いいたします。

会長 ただいま、ご提案した内容につきまして、ご質問を頂戴したいと思います。  
このことについても、次回にご意見を、そして、まとめていきたいと思しますので、  
はいどうぞ。

熊谷委員 大事な案件だと思いますが、調整方針としましては空白になっております。  
これらについて、次の協議会では調整方針が示されますか。示されませんか。

事務局長 調整方針は個々の団体等についてはありません。調整の内容についてすべて  
かかれておりますので、調整方針の欄には書かれないこととなります。中で、社会福祉協  
議会とかは合併まで、社会福祉協議会が合併しなければならないこととなりますし、商工  
会も合併に向けて進んでいるようでありますので、できるだけ合併時まで同じ団体が統合  
できるように、市町村長は務めなければならないということで、それが調整の内容であり  
ます。

熊谷委員 今お話にありました、商工会の問題も進展しているのか、していないのか私  
は分かりませんが、そうしたような実態を報告いただいた上での審査になろうかと思いま  
す。特に観光協会等の位置付けについては、なおさら現況がどうであるのか、そして、3  
観光協会の方針がどのような視点で合併を捕らえたかというところまで踏み込んだ、調査  
研究をされて、そして質疑に入っていただきたいと思しますので要望しておきます。

会長 ただいまのことについて、事務局長。

事務局長 それでは来月にかけるまで、各団体の現在の進捗状況についてはなるべく調  
べるようにいたしますので、よろしく願いいたします。

会長 ただいま、事務局長のお話がありましたように、それぞれの団体が今取り組んで  
内容等について今ありましたように、できるだけ現況についての報告を次の場でさせます  
のでよろしく願いいたします。なお、内容等の検討についてはその後になるとおもいま  
すが、とりあえずの内容等については説明させますのでよろしく願いします。それでは  
この案件について、他にご質問ないでしょうか。ないようでありますので、このことにつ  
いても、次回にご協議よろしく願い申しあげます。

以上で、報告事項、協議案件、提案案件は終了いたしました。前回素案をお示しし、  
説明いたしました、新市将来構想についてご質問等ありましたらご発言をお願いいたした  
いと思えます。皆さんそれぞれ、ご検討されたと思えますし、またそれぞれの町村の担当  
の課長等にもご発言されて伺っていますが、そういうものも含めてこの機会にご発言を  
お願いしたいと思います。構想の文章を見て、一つ一つを申しあげるのはどうかと思いま  
すが、とりあえず、構想の中で、このことは取り入れるべきだという、現在の段階のご発

言がありますれば、この機会にご発言をお願いし、いわゆる事務局の方でこれからの作成の中、取り入れる方法があると思いますので、大きな関係についてご発言をお願いいたします。

稲田委員 今日の前中、うちの方の特別委員会、この項をやってまいりました。観光産業を活かした北東北の拠点都市をとということでもありますので、観光が主という事は十二分にありますが、やはり農業も観光に結びつくので、農業と林業をもう少し具体的な形の中で、私はちょっと良く分かりませんが、入れてもらいたいという話も出ましたし、いやゆる、自然と共生。西木でも田沢湖でも、これが将来大きな観光の目玉となれば、そういうことも、字句として明確にしておいてもらいたいという話がありました。それから、テンミリオン計画の中で、いつ出かけて、何があるというようなことを、もう少し行きたいような形のものの明確な何かが欲しいという字句の訂正なのですが、ここもプロの方々ですので、何とか検討をされまして、字句の変更ができるとすれば、それもお願いをしてきて欲しいと言われてきました。それからもう一つ、3町の観光がメインになっているいろいろありますが、ドラマが無いといわれました。やはり、西木の紙風船をみれば次に3町の中のその次の場所にいつみたいというような雰囲気、そういう形のをここに載せてもらって、そして、それを目玉にして新市構想を作るのならば、もっともっとすばらしい拠点都市ができるのではないかとと言われてまいりましたので、担当の方々町村長の方々も、そのへんあたり、夢に見ながら観光の拠点都市づくりをお願いできればというようなことを、発言させていただきます。

会長 大変貴重な発言でありまして、今の構想については、一応出された選択の中では、作り上げてきた内容なようでもありますので、新しいものも、各町村の皆さんから幹事あるいは総務課長や企画課長の方にいろいろと提案をしていただきながら、今、おっしゃったようなものも大事にして事務局の方で取り入れていくということに致したいと思っておりますので、どんどん皆さん方の特にこの場でだけでなく、町のほうの担当の総務課長、企画課長の方に大きな事についてはお話していただいて、できるだけ組み入れていくという形にいたしたいと思っておりますし、この後、3町の地域においていろいろな意見を求めて、やろうということにしておりますので、そういうのも含めて、全体的に地域の皆さんの意見を最大限取り入れて行くことにいたしたいということでもありますので、この内容を見ているいろいろご協議をいただければありがたいと思っております。他に質問はないでしょうか。

稲田委員 いつ仕上がる予定ですか。今皆にどんどん意見をということでもあります、やはりスケジュール的なものがあれば、いつ頃までということがありますので、それを明

示すべきだと思いますが。

会長 事務局の方で。

事務局（高橋） この基本構想自体は、当初の予定は7月ということで作業を進めておりましたが、今、委員の方々からのご意見を伺いまして、このあと、住民説明会と申しますか、地元におりましてから、その意見を取りまとめてからとなりますと、早くても来月住民の方に説明という事になりますので、正案となりますとその後という事になります。ただこれ自体は新市の市町村計画にかかってきますので、それ自体は、事務的なところは並行して進めてまいりたいと思いますが、早くても来月、住民説明会で皆さん住民の皆さんの意見を伺ってからということになると思います。

会長 ただいま、事務局より説明をいたしました。各町村でそれぞれの地域の組織、団体等から、意見をこのことによって、まとめて構想を申しあげながら、意見を聴取することになっていきますので、まだまださうとう時間がかかるものと理解しております。おそらく、10月、11月と、私は正月を越すのではと思いますので、その点はスケジュールをこの次の会に、そういうところで取り上げて、どこで、県、国との協議する段階まで、どこまで最大でいけるかということについて、この次の協議会でスケジュールを改めてご説明を申しあげます。よろしく願い申しあげます。

他にないでしょうか。

はいどうぞ。

三杉委員 事務局さんをお願いしてあったのですが、合併前に3か町村の建設計画ですね。これはまだでしょうか。

事務局（高橋） 三杉委員さんから前々からお話いただいておりました。前回の段階でも各町村の長期的な事業計画については、広域市町村圏組合の方でまとめておりました。そういうことで、前回は出来上がりしだいお届けするという事だったのですが、まだ実は元のほうで出来上がっておりませんので、再度お詫びするという事になってしまいますのですが、それが出来次第。ある程度、長期的な広域市町村計画。毎年ローリングしながら3年事の計画を立てておりますので、誠に申し訳ございませんが、それが出来次第お届けすることによって、ご勘弁いただきたいと思っております。

会長 作業をしているようでありますが、若干まだ遅れているところもありますので、その点については充分、進めてまいりたいと思っておりますのでよろしく願い申しあげます。

他にないでしょうか。

ただいま説明の中でも触れましたが、ただいまのようなものも含めてまだまだ若干継続



していくわけでございますので、そういうことで出来るだけ早く構想を仕上げるわけでありますが、これから財政の関係等も特例債等も事務的な作業を進めていくわけでありますので、そういう中でまた、逐次、協議会にご報告をしていくと、あるいは協議をしていくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

この後ご質問がなければ、今日の案件については終わりたいと思いたしますがいかがでしょうか。

それでは今日は、新市名から盛りだくさんの提案を申しあげたわけでありますが、どうかこの10月の定例会を通しまして、さらに一層深めながら皆様のご協力をいただき、さらに、進めてまいりたいと思いたしますので、ご協力をお願いいたしまして、一応、司会の議長役をここで終わらせていただきまして、事務局の方にバトンタッチして事務局の方から残りの分をお願いいたします。

事務局長 本日は長時間どうもありがとうございました。以上をもちまして、第6回田沢湖・角館・西木合併協議会を閉会させていただきます。本日は大変ごくろうさまでした。

会長 どうもありがとうございました。案件も複雑でございましたが、よろしくお願い申し上げます。

閉会 15:55

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員